

福岡医発第 726 号 (地)

平成 26 年 6 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

生活介護における医師配置要件の緩和に係る
初診料・再診料の併給調整について

今般、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 24 年法律第 51 号）の一部施行に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」及び、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日付け保医発第 0331002 号（厚生労働省保険局医療課長通知））の一部が改正された旨、別紙のとおり福岡県福祉労働部障害者福祉課より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

公印省略

26障第 579 号

平成26年5月16日

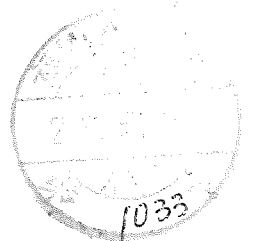
福岡県医師会

会長 松田 峻一良 殿

福岡県福祉労働部障害者福祉課長
(指定指導係)

生活介護における医師配置要件の緩和に
係る初診料・再診料の併給調整について

標記について、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。



事 務 連 絡
平成26年3月31日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉関係部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号(厚生労働省保険局医療課長通知))の一部改正に伴う留意事項等について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定障害者支援施設等における療養の給付につきましては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号(厚生労働省保険局医療課長通知))により取り扱われているところです。

今般、上記通知の一部が改正され、平成26年4月1日より適用することとされたところではありますが、その実施に当たっては、別紙事項について十分留意の上、関係機関、団体等に周知徹底をお願い致します。

なお、本件については、保険局医療課と協議済みであることを申し添えます。

(別紙)

1. 通知概要（障害者支援施設等に係る部分）

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号(厚生労働省保険局医療課長通知))の改正通知(以下「改正通知」という。)の対象となる施設は、保険医が配置医師である場合の施設を指しており、対象施設のうち、障害福祉サービス等で対象となっているのは、改正通知項目1の(2)に掲げる指定障害者支援施設(障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る)等となっているところである。

この対象施設において、配置医師がそれぞれの施設に入所している利用者(患者)に対して行った診療については、自立支援給付において評価されていることから、初診料、再診料(外来診療料を含む。)、小児科外来診療料及び往診料を算定できないこと(改正通知項目1部分(以下「項目1」))や、退院時共同指導料等を算定しない(改正通知項目4部分(以下「項目4」))などの取扱い(以下「併給調整」)となっているところ。

ただし、指定障害者支援施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発0126001号)第三の1(以下「解釈通知」))により医師を配置しない取扱いとしている場合における当該施設に入所している者に対して行った診療については、項目1及び項目4の対象としない取扱いとなったところ(改正通知項目6に掲げる診療報酬等(在宅患者訪問看護・指導料等)を除く。)。

2. 障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る）に関する取扱い

上記概要の通り、改正通知により、平成26年4月1日以降については、障害者支援施設(生活介護を行う施設に限る)のうち、解釈通知により医師を配置しない施設については、併給調整の対象外となり、当該施設に入所する利用者に対して行った診療についても、初診料、再診料等を算定できる取扱いとなったところである。

なお、生活介護を実施する施設等について、医師を配置しない場合については、障害福祉サービス等報酬(本体報酬)より一律12単位を減算する形となっており、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出の提出が必要となってくるところである。

当該届出については、本年4月中まで提出可能となっているところであるが、届出に係る確認作業等も考慮し、できるだけ早めの周知を行うなどの配慮をお願いしたい。

3. 医療保険関係部局等との連携

改正通知については、厚生労働省保険局医療課より各自治体等医療保険関係部局等に周知されているが、障害福祉関係部局についても、本事務連絡を通じ、該当施設等における診療報酬の取扱い等について医療保険関係部局と連携を徹底するとともに、関係施設等について取扱いに遺漏の無いよう、周知徹底を行っていただきたい。

障発0331第26号
平成26年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準に
ついて」の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の一部の施行に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について 新旧対照表

改正案	現行
障 発 第 0126001 号 平成 19 年 1 月 26 日 一部改正 障 発 第 0331020 号 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 第 0331033 号 平成 21 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日 一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0329 第 13 号 平成 25 年 3 月 29 日 <u>最終改正 障 発 0331 第 26 号</u> <u>平成 26 年 3 月 31 日</u> 各 都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準に ついて	障 発 第 0126001 号 平成 19 年 1 月 26 日 一部改正 障 発 第 0331020 号 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 第 0331033 号 平成 21 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日 一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0329 第 13 号 平成 25 年 3 月 29 日 各 都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準に ついて

改正案	現行
障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 38 条第 1 項、第 44 条及び第 46 条第 3 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号をもって公布され、平成 18 年 10 月 1 日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。	障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 38 条第 1 項、第 44 条及び第 46 条第 3 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号をもって公布され、平成 18 年 10 月 1 日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。
記	記
第一～第二 （略）	第一～第二 （略）
第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 1 人員に関する基準 (1) 従業者の員数（基準第 4 条） ① 生活介護を行う場合（基準第 4 条第 1 項第 1 号） ア 医師（基準第 4 条第 1 項第 1 号イ（1）） 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。	第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 1 人員に関する基準 (1) 従業者の員数（基準第 4 条） ① 生活介護を行う場合（基準第 4 条第 1 項第 1 号） ア 医師（基準第 4 条第 1 項第 1 号イ（1）） 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。

改正案	現行
また、生活介護において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとする。 イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第4条第1項第1号イ（2）） これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、次の（Ⅰ）及び（Ⅱ）の数を合計した数以上でなければならないものである。 （Ⅰ）（Ⅱ）以外の利用者については、前年度の利用者の数の平均値及び障害支援区分に基づき、次の算式により算定される平均障害支援区分に応じた必要数 なお、平均障害支援区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設を利用していた者、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者（以下「経過措置利	イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第4条第1項第1号イ（2）） これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、次の（Ⅰ）及び（Ⅱ）の数を合計した数以上でなければならないものである。 （Ⅰ）（Ⅱ）以外の利用者については、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じた必要数 なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設を利用していた者、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者（以下「経過措置利

改正案	現行
用者」という。）、経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。（厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照） （算式） $\{ (2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数}) \} / \text{総利用者数}$ なお、<u>平均障害支援区分</u>の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。 (II) 生活介護を利用する経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者の数を10で除した数 また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。 ウ 機能訓練指導員（基準第4条第1項第1号ハ） 理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代え	用者」という。）、経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。（厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照） （算式） $\{ (2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数}) \} / \text{総利用者数}$ なお、<u>平均障害程度区分</u>の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。 (II) 生活介護を利用する経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者の数を10で除した数 また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。 ウ 機能訓練指導員（基準第4条第1項第1号ハ） 理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代え

改正案	現行
ることができるものであること。 また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定障害者支援施設等の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。 エ サービス管理責任者（基準第4条第1項第1号イ（3）） サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。 また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならない、職種間の兼務は認められるものではない。このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。 また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うこと	ることができるものであること。 また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定障害者支援施設等の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。 エ サービス管理責任者（基準第4条第1項第1号イ（3）） サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。 また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならない、職種間の兼務は認められるものではない。このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。 また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うこと

改正案	現行
ができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、<u>指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者 1 人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。 (例) 利用者の数が 30 人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、利用者の数が 10 人の<u>指定宿泊型自立訓練事業所</u>におけるサービス管理責任者と兼務する場合 オ 生活介護の単位（基準第 4 条第 1 項第 1 号ロ） (I) サービス提供の単位 生活介護の単位とは、1 日を通じて、同時に、一体的に提供される生活介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の生活介護の単位を設置することができる。 i 生活介護が階を隔てるなど、同時に、2 つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。 ii 生活介護の単位ごとの利用定員が 20 人以上であること。 iii 生活介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。 (II) サービス提供単位ごとの従業者の配置 生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者を確保するとは、生活介護の単位ごとに生活支援員	ができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、<u>指定共同生活介護事業所</u>、指定宿泊型自立訓練事業所若しくは<u>指定共同生活援助事業所</u>に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者 1 人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。 (例) 利用者の数が 30 人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、利用者の数が 10 人の<u>指定共同生活介護事業所</u>におけるサービス管理責任者と兼務する場合 オ 生活介護の単位（基準第 4 条第 1 項第 1 号ロ） (I) サービス提供の単位 生活介護の単位とは、1 日を通じて、同時に、一体的に提供される生活介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の生活介護の単位を設置することができる。 i 生活介護が階を隔てるなど、同時に、2 つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。 ii 生活介護の単位ごとの利用定員が 20 人以上であること。 iii 生活介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。 (II) サービス提供単位ごとの従業者の配置 生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者を確保するとは、生活介護の単位ごとに生活支援員

改正案	現行
について、当該生活介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである（例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる）。 Ⅲ 常勤の従業員の配置 同一施設で複数の生活介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（サービス管理責任者及び医師を除く。）が必要となるものである。 ②～⑦ （略） ⑧ 昼間実施サービスの従業者と施設入所支援の生活支援員との兼務について 昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合については、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間も含めて差し支えない。したがって、昼間実施サービスとして必要とされる従業者の員数とは別に、施設入所支援の生活支援員を確保する必要はないこと。 例 昼間、生活介護（<u>平均障害支援区分</u>は4）を行う指定障害者支援施設であって、利用定員が50人の場合（常勤職員が1日に勤務すべき時間が8時間であることとした場合） この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業者の1日の勤務延べ時間数は、 ・ 生活介護の従業者 $50 \div 5 = 10$ 人 10 人 $\times$ 8 時間 = 80 時間	について、当該生活介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである（例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる）。 Ⅲ 常勤の従業員の配置 同一施設で複数の生活介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（サービス管理責任者及び医師を除く。）が必要となるものである。 ②～⑦ （略） ⑧ 昼間実施サービスの従業者と施設入所支援の生活支援員との兼務について 昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合については、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間も含めて差し支えない。したがって、昼間実施サービスとして必要とされる従業者の員数とは別に、施設入所支援の生活支援員を確保する必要はないこと。 例 昼間、生活介護（<u>平均障害程度区分</u>は4）を行う指定障害者支援施設であって、利用定員が50人の場合（常勤職員が1日に勤務すべき時間が8時間であることとした場合） この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業者の1日の勤務延べ時間数は、 ・ 生活介護の従業者 $50 \div 5 = 10$ 人 10 人 $\times$ 8 時間 = 80 時間

改正案	現行
・ 施設入所支援の生活支援員 1人×16時間＝16時間 合計 96 時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて1人の生活支援員を確保した上で、合計 80 時間が確保されれば足りるものであること。 (2) (略) 2 (略) 3 運営に関する基準 (1)～(2) (略) (3) 提供拒否の禁止（基準第9条） 指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、<u>障害支援区分</u>や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、 ① 当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。 (4)～(48) (略) 4 (略)	・ 施設入所支援の生活支援員 1人×16時間＝16時間 合計 96 時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて1人の生活支援員を確保した上で、合計 80 時間が確保されれば足りるものであること。 (2) (略) 2 (略) 3 運営に関する基準 (1)～(2) (略) (3) 提供拒否の禁止（基準第9条） 指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、<u>障害程度区分</u>や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、 ① 当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。 (4)～(48) (略) 4 (略)